

転入・転出・転居

手続きは市民課
または支所市民福祉課へ

世帯全員または世帯員の住所が変わるときは、市民課、下総・大栄支所市民福祉課、市民課赤坂分室で手続きをしてください。

届け出は原則として本人または同一世帯の人が行いますが、代理人が届け出を行う場合は、委任状が必要です。異動者の氏名、生年月日、異動日、新・旧住所、新・旧世帯主氏名を確認して届け出てください。届け出時には本人確認をしますので、運転免許証、パスポートなどをお持ちください。

転入したとき(転入届)

ほかの市区町村から成田市に移ってきたときは、新住所に移ってから14日以内に手続きをしてください。

○必要なもの：・前住所地の市区町村が発行した転出証明書、年金手帳(加入している人)

転出するとき(転出届)

成田市からほかの市区町村へ移

るときは転出証明書を発行します。

○必要なもの：・国民健康保険証、国民健康保険高齢受給者証、介護保険証、後期高齢者医療保険証(いずれも加入している人)

郵送による手続きも可能です。異動日・転出先・転出先での世帯主氏名・成田市での住所・成田市での世帯主氏名・転出する人全員の氏名・連絡先(昼間連絡がとれるところ)を記したものを、返信用封筒(切手の貼つてあるもの)、本人を確認できる書類(運転免許証、健康保険証などのコピー)を添付して市民課に郵送してください。転出証明書を送付します。

市内で転居したとき(転居届)

新住所に移ってから14日以内に手続きをしてください。

○必要なもの：・国民健康保険証・国民健康保険高齢受給者証・年金手帳・介護保険証・後期

高齢者医療保険証(いずれも加入している人)

世帯主が変わったとき(世帯主変更届)

世帯主が変わったときは、変わってから14日以内に手続きをしてください。

○必要なもの：・国民健康保険証(加入している人)

窓口は、4月下旬まで大変込み合いますのでご了承ください。特に、月曜日は混雑が予想されます。

※くわしくは市民課(☎20-1525)、下総支所市民福祉課(☎96-1113)、大栄支所市民福祉課(☎73-8066)へ。

使用済み天ぷら油

市役所・支所・公民館で回収します

家庭から出る使用済み天ぷら油を資源として有効利用するため、毎月第4水曜日に回収を行います。回収できるのは、菜種油、サラダ油、ごま油などの植物油です。未使用で消費期限の切れた油も回収します。容器のまま持参してください。

受付日時：毎月第4水曜日(祝日の場合はその翌日) 午前9時～午後5時

回収場所：クリーン推進課(市役所2階)、下総・大栄支所農産土木課、各公民館(下総・大栄公民館を除く)、美郷台地区会館

排出方法：フタが閉まる容器(ペットボトルなど)をすぎ、水気を切ってから天ぷら油を入れ、回収場所へ持参

※事業系の油、ラードなど動物性の油、機械油などは回収しません。くわしくはクリーン推進課(☎20-1530)へ。

環境基本計画・一般廃棄物処理基本計画

内容が全面的に改定されました

市では、平成18年度から「環境基本計画」「一般廃棄物処理基本計画」の策定作業を進めてきました。このたび、両計画がまとまりましたのでお知らせします。

これまでの計画は、合併前の成田市地域のみを対象としていたため、全面的に改定し、新たに目標、施策を定めています。

両計画とも平成20～29年度を計画期間とし、目標の実現に向け、各種施策を展開していきます。

環境基本計画

「成田市環境基本条例」第8条第1項に基づいて市が策定する、環境の保全および創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画です。

成田市の将来環境像「自然と文化を育み地球にやさしい環境都市成田」の実現を目指し、さまざまな目標を設定し、市の環境施策の方向を定めています。

一般廃棄物処理基本計画

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に基づいて各自治体が策定する、ごみの発生と排出抑制、リサイクルの推進、適正処理の確保についての基本方針を定め、ごみ処理行政を適正に行っていくための計画です。

両計画の詳細については、環境計画課ホームページ(http://www.city.narita.chiba.jp/sosiki/kankei/index.html)をご覧ください。

※くわしくは環境計画課(☎20-1530)へ。

下総・大栄地区のし尿のくみ取り

4月1日から

手数料などが変わります

4月1日から下総・大栄地区のし尿の搬入先が成田浄化センターになるに伴い、手数料などが次の通り変更されます。

変更点

○くみ取り手数料は1リットル当たり11円から7円35銭に変更
○くみ取り手数料の支払いは、月1回から2カ月(偶数月)に1回に変更

仮設トイレ(事業所)のくみ取り依頼先は、すべて環境衛生課になります。

くみ取り作業日は中2日以上(依頼日・市役所閉庁日を除く)開けてください。

個人のくみ取りの依頼について

市長日誌

(3月1日～15日)

- 1日 成田市民ユニカール大会
シルバーいきいきフェスティバル
- 3日 市議会一般質問
- 4日 市議会新清掃工場整備特別委員会
市議会経済環境常任委員会
- 5日 市議会空港対策特別委員会
市議会教育民生常任委員会
- 6日 市議会新駅・基幹交通網整備促進特別委員会
市議会建設水道常任委員会
- 7日 市議会総務常任委員会
- 8日 久住地区空港対策委員会騒音問題研究部会
- 9日 成田シティ・クロカン・レース大会
南羽鳥区民会館竣工式
中郷地区騒音対策協議会委員・代議員会
- 10日 市議会予算特別委員会(～12日)
- 13日 成田市グラウンド・ゴルフ協会チャンピオン大会
成田市防災会議
- 14日 日本自動車大学校卒業式



シルバーいきいきフェスティバルであいさつする小泉市長

ては、(株)成田清掃センター(旧(株)佐原清掃センター)(☎73・2970)へお願いします。

ただし、初めてくみ取り依頼をする人や、引っ越しなどで最後のくみ取りとなる場合は環境衛生課へ連絡してください。

※くわしくは環境衛生課(☎20・1531)へ。

旧下総・大栄町の紙の印鑑登録証

4月1日からは市役所でも交換できます

合併前に旧下総・大栄町で印鑑登録(紙の印鑑登録証)をした人には、各支所で成田市の印鑑登録証への交換をお願いしていました。4月1日から市役所市民課でも交換ができるようになります。交換ができるのは、登録者本人

または同一世帯の人です。旧町の登録証、本人確認のできる官公署交付の顔写真入りの免許証などと、窓口に来る人の認め印を持参してください。

自動交付機に対応した専用カードへの交換を希望する場合は、必ず本人がお越しください。本人以外は暗証番号を設定することができません。

※くわしくは市民課(☎20・1525)、下総支所市民福祉課(☎96・1113)、大栄支所市民福祉課(☎73・8066)へ。

住宅用火災警報器

設置義務化まであと2カ月

平成18年中の建物火災のうち、約6割は住宅火災です。



建物火災による死者数の約9割を住宅火災が占めており、その数は1、187人にもなります。そのうち、約6割が火災に気付くのが遅れたことによる「逃げ遅れ」が原因とされています。

また、住宅火災による死者の中で65歳以上の高齢者の割合が高くなっていることから、今後の高齢化の進展とともにさらに死者数が増加するのではないかと懸念されています。

そこで、火災を早期に発見し避難することで、火災による死者数を少しでも減らすため、平成16年6月に消防法が改正され住宅用火災警報器などの設置が義務付けられました。

市では、火災予防条例を改正し、新築の住宅は平成18年6月1日から、既存の住宅も平成20年5月31日までに設置することが義務化されました。

逃げ遅れを減らすために

火災時の「逃げ遅れ」を防ぐため、住宅用火災警報器を設置しなければならぬ場所は、就寝に使われる居室と階段となっています。

また、台所は火気を使用する場所なので、設置に努める場所と位置付けられています。

設置義務化まであと2カ月を切りましたが、あなたのお宅にはもう設置されていますか。大切な家族と財産を火災から守るために、1日も早く住宅用火災警報器を設置しましょう。

悪質な訪問販売に注意!

「すぐに設置しないと罰則がある」とうそをついたり、「消防の方から点検にきました」と言って住宅用火災警報器や消火器を高額な値段で売り付ける業者がおり、被害が発生しています。

消防職員や消防団員、市の職員などが直接住宅用火災警報器を販売するようなことはありません。消防の名を語るなど、悪質な訪問販売には注意が必要です。

万が一被害に遭った場合は、消費生活センター(☎23・1161)または市消防本部予防課、最寄りの消防署へ相談してください。

※くわしくは消防本部予防課(☎20・1591)へ。

事業所ごみの処理方法

一般家庭用の集積所には出せません

飲食店や店舗、事務所などの事業所から発生する一般廃棄物（ごみ）は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません。

そのため、事業所から発生するごみは一般家庭用の集積所に出すことはできません。

事業所のごみは、分別を徹底し、いずみ清掃工場またはリサイクルプラザ（下総・大栄地区は伊地山クリーンセンター）へ自己搬入するか、収集運搬許可業者へ委託するなど適正な処理をお願いします。

市内（下総・大栄地区を除く）の事業所は

分別方法Ⅱ「燃やせるごみ」「ビン・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」に分別し、半透明の業務用ごみ袋を使用してください

処理方法

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合
「燃やせるごみ」：いずみ清掃工

場（☎36・1689）

「ビン・プラスチック類」「ビン・カン・ガラス」「金物・陶磁器類」：リサイクルプラザ（☎36・1000）

○許可業者に処理を委託する場合
：成田市一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託

下総・大栄地区の事業所は

分別方法Ⅱ「可燃ごみ」「ビン・カン」「不燃ごみ」「ペットボトル」に分別し、半透明のごみ袋を使用してください

処理方法

○ごみ処理施設へ自己搬入する場合（搬入券が必要。搬入券は下総・大栄支所農産土木課で配布）

「可燃ごみ」「ビン・カン」「不燃ごみ」：伊地山クリーンセンター（☎0478・59・2148）

「ペットボトル」：直接搬入できません。リサイクルを図るため許可業者に委託してください

○許可業者に処理を委託する場合
：成田市一般廃棄物収集運搬許可業者（下総・大栄地区の収集運搬許可業者）へ委託

産業廃棄物の処理は

事業活動に伴って生じる「産業

廃棄物」は原則として市では処理できません。

事業者は自ら処理するか、県の許可を受けた「産業廃棄物処理業者」に委託（有料）するなど適正に処理してください。

産業廃棄物処理業者（県許可業者の紹介など）については、千葉県産業廃棄物処理業協同組合（☎043・248・2773）へお問い合わせください。

産業廃棄物の処理についてくわしくは、千葉県北総県民センター地域環境保全課（☎043・483・1138）または県環境生活部資源循環推進課事業推進室（☎043・223・2656）へ問い合わせてください。

※くわしくはクリーン推進課（☎20・1530）へ。

市税の納付

最寄りの金融機関、郵便局または「コンビニ」

市税（固定資産税・都市計画税、市・県民税、軽自動車税、国民健康保険税）は、銀行・信用金庫・農協など市指定金融機関や収納代理金融機関のほか、郵便局の窓口、コンビニエンスストアで納められます。

ただし、納期を過ぎてしまったときや、関東地方以外の郵便局で納めるときは、税務課まで連絡してください。

納税は便利で確実な口座振替で

市税を納めるとき、口座振替制度を利用すれば市の指定金融機関・収納代理機関や郵便局の預金口座から納期（最終日）ごとに自動的に振り替えることができます。一度手続きすれば、納付のたびに金融機関などへ出向く必要がなくなり大変便利です。

口座振替を希望する人は、納期の2カ月前までに納税通知書・預金通帳・通帳届出印を持って金融機関や郵便局で申し込みをしてください。ただし、次のことにご注意ください。

○固定資産税・都市計画税は納税通知書ごとに申し込みを

○軽自動車税は、同一名義の場合全台数分が振替対象となります。納税通知書ごとの申込みは必要ありません。車検に必要な車種分については、振替確認後に車検用納税証明書を送付します

○口座振替は翌年度以降も継続されます。変更、停止の希望があるときは金融機関・郵便局で手続きを

○口座振替分の領収証書は発行しません。通帳への記帳で確認を

○口座振替ができなかった場合は口座振替不能通知書（兼納付書）を送りますが、納期限を過ぎていたため督促状が出ます。残高不足にご注意ください

※くわしくは税務課（☎20・1513）へ。

4月の水道水の排水作業日程

水道部では水質維持のため、次の通り水道水の排水作業を行います。予定地区では、一時的に減水・濁りなどが発生することもありますのでご了承ください。受水槽を使用している場合は、万に備え適切な措置をお願いします。

作業日	予定地区	予定時間
4月7日(月)	並木町(成瀬台・野沢台)地区	午後11時～
4月8日(火)	並木町(沢山)地区	翌午前5時

※くわしくは市水道部工務課（☎22-0269）へ。